

ドイツから見た欧州債務危機

鈴木 直

はじめに

2013年9月現在、欧州債務危機は、ひと頃に比べれば、いくぶん落ち着きを取り戻しているように見える。たしかに、スペインの失業率は依然として25%を超えており、ユーロ圏内の平均失業率（12%）も過去最悪の水準にある。またキプロス、スロベニア、ポルトガルでも、あいかわらず不安定な状態が続いている。ドイツでは、8月にショイブレ財務相がギリシャへの追加支援の可能性を仄めかし、9月後半に総選挙を控えた与党があわてて火消しに回る一幕もあった。野党は不都合な事実の隠蔽だとして攻勢を強めたが、その野党にしても有効な対案があったわけではないだろう。選挙が終われば、ショイブレの懸念が再び現実性を帯びてくる可能性は十分ある。とはいえ2013年の4-6月期には、ユーロ圏17カ国の域内GDPがようやく7・四半期ぶりのプラス成長に転じるなど¹⁾、わずかながら明るい兆しもある。

今から振り返ってみると、2012年6月28/29日のEU首脳会議・ユーロ圏サミットがひとつの山場だった。ユーロ圏の統一的な銀行監督機関の創設や、ESM（欧州安定化メカニズム）の機能強化で合意に達し、これによってESMが、各国政府を介さずに直接、資本不足に陥った（スペインなどの）銀行に資本注入する道が開かれた²⁾。こうして財政同盟、銀行同盟による問題の構造的解決へと向かう一歩が、ともかくも踏み出された。このサミットの合意を、市場はただちに好感し、スペイン国債の10年物利回りは危険水準とされる7%前後から6.4%まで低下、イタリア国債の利回りも一時6%台を下回った（2012年6月30日、朝日新聞報道）。

このサミットに至るまでの半年間、危機対応の主役はEZB（欧州中央銀行）の新総裁マリオ・ドラギだった。前任のトリシェもオーソドックスな手法に加えてSMP（証券市場プログラム）を立ち上げるなど、一定の努力は続けていた³⁾。しかし、2011年11月に就任したドラギは、翌月の12月には、市場の予測を超える大規模なLTRO（長期資金供給オペレーション）を実施、3年満期レポ（通常は3ヵ月）、供給額無制限、担保要件緩和という条件で、資金繰りに苦しむイタリアやスペインなどの銀行に計4891億ユーロもの資金を供給した。500以上の金融機関が調達したこの50兆円規模の資金は、年が明けると、逼迫していたドル資金の確保や、利鞘稼ぎのための国債購入に充てられた。危機に陥った銀行が、

ECB から低利（当時の政策金利平均 1 %）の長期資金を借り、その資金で危機国の短期国債を買って利鞘を稼ぐなどというのは、モラルハザードではないかという批判はもちろんあった。しかし、これによってフランス、スペイン、イタリアなどの国債利回りは低下し、債務危機は一時的に鎮静化した。2012 年 2 月には 2 回目の 3 年物 LTRO が実施され（供給額はさらに膨れ上がり 5295 億ユーロに達した）、少なくともしばらくの間は、欧州の銀行の流動性危機は抑え込まれた。これを単なる問題の先送りと見るか、勇気ある決断と見るかは意見の分かれるところだが、こと危機管理に関する限り、オーソドックスな手法だけでは限界があることを、ドラギ・マジックは明確に示した。破綻回避のための緊急的措置は、どこまで既存の慣習や制度を逸脱しうるのか。これは、今回の危機がくりかえし投げかけた本質的な問いの一つだった。

たとえばサミット後の 2012 年 9 月にも、ドラギは、利回りが高止まりしていたスペインやイタリアなどの 1 - 3 年物国債の無制限購入プログラム（OMT）導入を表明し、市場を落ち着かせた。この時、EZB 理事会でこれに強く反対したのは、例によってドイツ連銀総裁のヴァイトマン（Jens Weidmann）だった。「特定国の国債購入は、欧州連合の基本条約が禁じる中央銀行による財政支援にあたる」というのが、その論拠だった。それに呼応して与党 CSU の有力議員ガウヴァイラー（Peter Gauweiler）が、この EZB の OMT 計画がドイツ憲法に違反している可能性があるとして、連邦憲法裁判所に違憲審査を申請した⁴⁾。

一見正論を吐いているように見えるヴァイトマンの姿勢は、ギリシャ危機が表面化した当初、同じように EU 条約を引き合いに出して、ギリシャ支援の可能性を否定し続けたもう一人の人物、メルケルのことを思い出させる。たしかに TFEU（欧州連合の機能に関する条約）の第 125 条には、いわゆる「非救済条項」（No-Bailout-Clause）があり、EU またはその加盟国が他の加盟国の債務を引き受けることを禁止している。しかし結果としては 2010 年 5 月、デフォルトの瀬戸際に立たされたギリシャを、EU は大規模災害などを想定した例外規定（同 122 条）を用いて救済することになった。後から考えれば、それ以前にメルケルが「ユーロ圏諸国のデフォルトを EU およびドイツは決して容認せず、あらゆる措置を断固としてとる準備がある」と宣言していたならば、あれほどのギリシャ国債の売り浴びせは生じなかった可能性がある。

あるいは 2012 年 6 月末のサミットの後、ドイツで行われた憲法裁判の経緯にも、危機管理と法的規定との深刻なジレンマが見て取れる。連邦議会でなんとか ESM と新財政協定が承認された後、ドイツでは議員、学者、市民からなる 3 万 7000 人の原告団が憲法裁判所に ESM の違憲性審査を申請した。憲法裁判所は比較的迅速に 7 月 10 日の審理開始を決定したが、合憲性判断の日程は示さなかった。もしこれが通常のように 2 ~ 3 ヶ月かかるとすれば、ESM による支援が遅れ、スペインの銀行が連鎖倒産を起こす可能性も否定できない。そうした状況のもとで、フォースクーレ（Andreas Voßkuhle）憲法裁判所長官は「徹底した審

査を行う可能性」を示唆し、ヴァイトマン連銀総裁も迅速な承認による沈静化は不確実であるとの見通しを示した。国際金融市場で時間とのぎりぎりの勝負が続いている中で、国内での民主主義的手続きがEU統合深化計画を頓挫させる事態が懸念されていた。

もちろん憲法裁判所への提訴自体はドイツでは毎度のことで、1992年のマーストリヒト（欧州連合）条約の際も、2007年のリスボン条約の際も、違憲審査が行われた⁵⁾。しかし今回の場合は、機能不全に陥っている国際金融市場が銀行の連鎖倒産と国家債務危機の破壊的連鎖を誘発しかねない状況下での違憲審査だった。この綱渡りは、国内法と国際協定の間の優位性の問題を、新たな視点と時間感覚のもとで再検証すべきことを教訓として残した。

しかし最終的には、2012年9月12日に連邦憲法裁判所が合憲判断を示し、10月からESMが正式に始動した。ただし憲法裁判所はドイツの負担額に上限を設け、追加拠出には議会の承認を義務付けるという付帯条件を明記した。

ともあれこうして2012年の年末までには中断していたギリシャ支援が再開され、加盟各国は若干の時間的猶予を得ることができた。統合深化のために財政・銀行・経済・政治同盟をさらに推進できるかどうかは、各国が目下の猶予期間をいかに活用するかにかかっている。

ところが、2012年夏に首脳たちが難しい交渉をなんとか切り抜けたかに見えたその時期から、ユーロ圏の行く末にもうひとつの暗雲が漂いはじめた。ドイツ国内における反ユーロ感情の高まりだ。

サミットの翌々月に行われたARD（ドイツ公共放送連盟）の世論調査（Deutschland Trend August 2012）では「ユーロ圏に入るよりも、ドイツ・マルクを保持したほうが良かった」という意見に過半数の51%が賛同し、「ユーロのために何年も苦勞するくらいなら、迅速にマルクに戻ったほうが良い」という意見にも3分の1を超える34%が賛同した⁶⁾。

もっとも、その同じ調査で「ドイツの経済状態はどうか」という質問には「非常に良い（6%）」と「良い（57%）」を合わせて6割以上が楽観的な回答を寄せており、「悪い」と答えた人はわずか8%にすぎない。また「ユーロの崩壊にドイツ経済は耐えられないだろう」という意見にも76%が賛同しており、マルクへの回帰を3割以上のドイツ人が本気で望んでいるとは思えない。なんといっても、ドイツ人が一番恐れるインフレ率は、1999年以降、ドイツ連銀の独擅場であったDマルク時代よりも明らかに低位で推移してきたのだ。

にもかかわらず、いまだに「オイロ（ユーロ）はトイロ（高くつく）」と信じているドイツ人は少なくない。客観的には最大の受益者とさえいえる国民が、主観的には強い被害者意識にとらわれており、ユーロ・ノイローゼとマルク・ノスタルジーが広がりつつある。こうした世論の動向を受けて、2013年2月には、現在のEU条約には存在しないユーロ圏からの離脱ルールの整備を求める新党「ドイツのための対案」（AfD）が発足した。9月の総選挙では、ユーロ堅持を掲げる既成政党の虚を突いて、議席獲得に必要な5%の得票率にあと一歩のところまで迫った。そしてまさにこの票が、これまでの連立与党FDP（自由民主党）

の歴史的惨敗と議席喪失の要因となった。AfD が今後とも保守票の一部を切り崩しながら、反 EU を掲げる極右勢力の政治的受け皿になっていく可能性は十分にあるだろう。

経済大国ドイツの世論動向は、ユーロ圏はもちろん、EU 全体の将来にも重大な影響を及ぼす。民主主義国家である以上、主張の多様性とその衝突は当然のことだが、それが事態を正確に捉えた上での論争になっているかどうか、一部の人々や集団の利害による恣意的な歪曲や情緒的な扇動になっていないかどうかは、たえず検証する必要がある。とくに専門家集団を自認する経済学者たちが、はたして学問コミュニティのルールに従って発言を行っているかどうかはきわめて重要だ。以下ではこうした観点から、ドイツの公共メディアに現れた発言をいくつか取り上げ、ユーロ圏の債務危機についてのドイツの世論動向にひそむ問題点と危うさを考えてみたい。

まず（１）では、政治家たちのラジオ・インタビュー⁷⁾に、その間しばしば登場した典型的なレトリックの一例を紹介しておきたい。というのも、一見無害に見えるこうしたレトリックは、メディアで反復されていくうちに人々の共通の確信と化し、冷静な議論を歪める働きをするからだ。続く（２）では、上述の 2012 年ユーロ圏サミット後に公表されたドイツ語圏の経済学者たちの抗議声明をめぐる論争を紹介する。そして、それと関連して（３）では、近年におけるドイツ語圏の経済学者の陣営形成、そして、彼らを取り込むシンクタンクのあり方を取りあげる。最後に（４）では、現在のドイツに見られる EU に対する誇張された被害者意識の背景とその適否を検証し、グローバル化する金融資本と国家連合の試みに付随するいくつかの原理的問題を指摘してみたい。

（１）「アインファス オーネ ボーデン底の抜けた樽」に血税を投じる「ツァールマイスターヨーロッパの支払い係」

「このテーマについては、党内にも非常に多くの不満が鬱積しており、終りが見えないことについてきわめて多くの批判がある。これは底の抜けた樽だ、と言う人は今後増えこそすれ、減ることはないだろう」(Klaus-Peter Willsch, 2012/10/25, 太字鈴木, 以下同様)⁸⁾。

これは最大与党 CDU (キリスト教民主同盟) の有力政治家で、財政政策のエキスパートでもあるヴィルシュが問題国への支援のあり方について意見を表明したインタビューの一節だ。発言内容の適否については（４）で検討することにして、ここでは主張のレトリックに注目しておきたい。ヴィルシュは政権与党の中枢にありながら、各国の負債を共同化することに一貫して反対を表明してきた。また、時限措置であった EFSF (欧州金融安定化基金) を恒常的な ESM (欧州安定化メカニズム) へと移行させることにも反対し、9 人の議員とともに ESM 反対同盟を結成している。こうした政治家の口を通じて、「底の抜けた樽 ein Fass ohne Boden」という表現は、リファイナンス危機に陥った南欧諸国への支援を批判するレトリックとして、ドイツの公共メディアで繰り返し流された。日本語ならさしずめ、ザルに水を流すようなもの、と言うところだが、これは危機対応の有効性を著しく過小評価す

る比喩だと言わざるをえない。

第二期メルケル政権で連立の一角を担ってきたFDPの政治家シェフラー (Frank Schäffler) も、こうした挑発的表現を好む一人だ。FDPはもともと小さな政府と市場経済の自律性を重んじる政党であり、その主張自体は一つの選択肢として十分検討に値するだろう。しかし、ギリシャが国家債務を解消したいなら「無人島を売却すべきだ」⁹⁾ などという発言は、あまりにも無神経だった。

シェフラーによれば、ギリシャはデフォルトさせるべきだが、EZBにはその意志がまったくない。EZBが債務危機に陥った国の国債を購入するなら、最大出資国であり、それゆえもっとも大きな損失を被るドイツの中央銀行は、多数決に抗して拒否権を持つべきだと、シェフラーは主張してきた¹⁰⁾。次の引用に見られるように、ここでも「底の抜けた樽」が比喩として使われている。

「われわれは、借金した者にツケを払わせるのではなく、納税者に、あるいは節約して貯金をしてきた者にツケを払わせている。これは市場経済の改変につながるだけではなく、民主主義の改変にもつながる。なぜなら、自分の預金が失われれば、人々は、最終的には市場経済を信じられなくなり、もはや民主主義も信じられなくなるだろうからだ。これが私を不安にさせているものだ。底の抜けた樽に次から次へとカネを注ぐような方法で、この問題を解決することはできない」(Frank Schäffler, 2012/10/26)¹¹⁾。

それほどまでに民主主義と市場経済の未来を心配するシェフラーであれば、ぜひともこの発言を、ギリシャの放漫財政とその破綻救済策に向ける前に、その重大な原因の一つである数年前の投資銀行の放漫経営と破綻救済策に向けるべきだったろう。マネーゲームによる年金原資の毀損や、自滅した金融機関の役員報酬ほど、「底の抜けた樽」の比喩にふさわしいものはなかったはずだ。

ギリシャの改革努力についての不公正な評価や、ユーロ圏内の国家デフォルトに対する安易な想定は、たとえばバイエルン州の財務大臣で連立与党を構成するCSU (キリスト教社会同盟) のゼーダー (Markus Söder) などにも見られる。ここでもまたギリシャは「底の抜けた樽」にすぎない。

「何度も繰り返し言われてきたように、底の抜けた樽など許されない。ギリシャ自身が改革できず、また改革をする気がないならば、何をしても無意味だ。それなら最終的にギリシャは、それにふさわしく破産宣言をしなければならない。ひょっとしてそのデフォルトはチャンスになるかもしれない。ギリシャの破産はユーロやヨーロッパの破産になることはないということは知っておく必要がある」(Markus Söder, 2012/02/06)¹²⁾。

CSU党首ゼーホーファー (Horst Seehofer) も、口調や物腰はずっとソフトだが、この種の表現をよく使う政治家の一人だ。CSUのホームページには「ドイツはヨーロッパのツァールマイスター
Zahlmeister (支払い係/主計官/会計係) になってはならない」と題して次のようなゼー

ホーファーの発言が掲載されている。

「ユーロ共同債について CSU 党首はあらためて次のように明言した。『われわれは底の抜けた樽にカネを注ぎこむようなまねはしない。われわれはヨーロッパにおける負債の社会化に断固反対する。なぜなら、これらの借金を最終的に支払わねばならぬのは、経済的に最強の国民であるわれわれだからだ』。諸国家がこれ以上借金を増やすことは許されない。というのも、今回の危機は、『ファイナンシャルに堅実な者だけが、経済的な強者である』ことを教えてくれたからだ」(CSU ホームページ, 2013/08)¹³⁾。

「ファイナンシャルに堅実な者だけが経済的な強者である」(Nur die finanziell Soliden sind die wirtschaftlich Starken.) という表現と発想の当否については、(4) であらためて考えてみたいが、この文章の小見出しになっている「ヨーロッパの支払い係」という表現もドイツのニュースではよく耳にする。

しかし、ESM の資本金負担割合を見てみると、ドイツ 27.146% に対して、フランス 20.386%, イタリア 17.914%, スペイン 11.904% となっている¹⁴⁾。ドイツが最大の負担国であることは間違いがないが、30% 未満のワリカンで欧州全体の支払い係を自認するのは、いささか誇張がすぎるだろう。こうしたレトリックを政権与党の有力政治家が公然と使用すれば、他国が反発するのは当然のことだ。そして、その反発がメディアを通じて逆流し、ドイツ大衆の憤慨にさらに油を注ぐ。対立感情が繰り返しメディアで拡大再生産され、国民間の憤慨や不安が嵩ずれば、それによって各国内の冷静な議論が困難になり、危機の本質はいつそう見えにくくなっていく。これは日本の政治家の従軍慰安婦関連発言などでも繰り返し見られた相互干渉現象だ。

公共圏での言語使用に対する繊細な神経と他国への配慮を、著名なドイツの与党政治家がこれほどまでに平然と放棄し始めたのは、戦後ドイツの政治風景の中でも、やはり特記すべき現象のように思われる。たしかにナチの過去を克服するために、あるいは統一ドイツを二度とヨーロッパの脅威にさせないために、ドイツがこれまで拠出してきた金額は巨額にのぼる。しかし、ブランド、シュミット、コール、シュレーダーの各政権、そしてメルケルやシュ ойブレ自身もまた、それぞれに、こうした事実を露骨に口にすることなく、ヨーロッパへの謙虚な関わりと地道な財政的貢献に、ナチの過去を背負う自国の将来展望を賭けてきた。国民の大多数もまた、それを受け入れてきたはずだ。中国や韓国における反日、嫌日感情に比較しうような反独感情が、今日のヨーロッパに存在しなくなったのは、その努力の成果といえるだろう。しかし今回、経済危機の中でポピュリズムに屈した政治家たちは、この戦後ドイツの政治的遺産を大きく損なった。支払い係としての自信が、彼らをヨーロッパの指導者の地位にまで高めたようだ。「今や突如として、ヨーロッパではドイツ語が話されている」(Volker Kauder, 《Die Welt》 2011.11.15.) という与党院内総務の発言は、その自信の表明だったろう。2011 年 12 月 4 日、SPD の党大会で 9000 人の参加者を前に演説を行った 92 歳の

ヘルムート・シュミット元首相は、こうした誤った自信を厳しく批判した。

「われわれドイツ人が、自分たちの経済的強さを根拠に、ヨーロッパにおける政治指導者の役割を求めたり、少なくとも同輩の中の一歩 primus inter pares であることを主張したりする誘惑にかられるならば、ますます多くの隣人たちが、それに強く抵抗するようになるだろう。ヨーロッパの中心部があまりに強大になれば、たちまちのうちに周縁部に危惧の念が戻ってくるだろう。このような発展の行きつく先はEUの機能不全であり、ドイツの孤立化だろう。」¹⁵⁾

ユーロ圏危機を通じてドイツがこうむった真の損失は、目先の支援策に使われた税金よりも、むしろ傷ついたドイツのイメージだったかもしれない。

(2) ドイツ語圏経済学者たちの抗議声明

すでに述べた2012年6月28/29日のユーロ圏サミットから一週間ほど経た7月5日、FAZ（フランクフルター・アルゲマイネ新聞）紙朝刊に、このサミットの決定、特に銀行同盟の創設に対する抗議声明が公表された（以下では、別の声明との混同を避けるために、「抗議声明P」と略）。署名欄にはクレーマー（Walter Krämer, Dortmund）、ジン（Hans-Werner Sinn, München）、ホーデライン（Stefan Hoderlein, Boston）、ダイストラー（Manfred Deistler, Wien）を始めとして総勢172名のドイツ語圏の経済学教授の名前がずらりと並んでいた。前述の反ユーロ新党AfDを後に創設することになるルッケ（Bernd Lucke, Hamburg）の名前も見える。署名者はその後も増え続け、すでに270名以上にのぼっている。

抗議声明P

「ドイツの首相が同意を強いられたEU諸国サミットでの決定は誤りだった。われわれドイツ語圏の経済学者は銀行同盟への一歩に重大な懸念を抱いている。銀行同盟はユーロ圏の銀行負債に対する集団的債務保証を意味している」という文章で始まるこの抗議声明Pは、銀行の負債総額は今や国家負債総額の3倍近くに上り、危機に陥っている5ヵ国¹⁶⁾の銀行だけで数百兆円規模に達すると訴えている。この債務保証を、「今のところまだ堅実な諸国」の納税者、年金生活者、預金者たちに押し付けることは許されない。銀行の破綻は容認すべきだ。政治家たちは、共通の銀行監督制度によって債務保証総額を制限できていると思っているようだが、そのような試みは、「ユーロ圏において借金国が構造的多数派を占めている以上は、成功しないだろう」。堅実な諸国が銀行負債の社会化に同意すれば、それらの国は今後繰り返し、その増額圧力にさらされていくだろう。このようなプロジェクトには「近隣諸国との争いと不和が最初から仕込まれている（Streit und Zwietracht mit den Nachbarn sind vorprogrammiert.）」銀行への債務保証の拡大によって救われるのは、ユーロでもヨーロッパの理念でもない。ウォール・ストリートとロンドンのシティ、そして放漫経営をしてきた国内外の銀行である。およそこんな主張がそこには並べられていた。

この抗議声明 P の元原稿は、新聞紙上に公表される直前に、労働組合に近い立場のハンス・ベックラー財団 (Hans Böckler Stiftung) が運営するシンクタンク IMK¹⁷⁾ の所長ホルン (Gustav Horn) のフェイスブックを通じてネット上に流出した。ホルンは、リーマン・ショック以前から危機の到来を正確に予測し、2008 年にはフィナンシャル・タイムズ・ドイツ語版で「今年の予測診断者 Prognostiker des Jahres」として表彰されている。抗議声明の署名者たちとは対照的な視点に立つホルンは、ギリシャ政府のこれまでの努力を評価し、いわゆるトロイカは緊縮策のスピードを落とし、ギリシャに立ち直りのための十分な時間を与えるべきだと主張してきた。ラジオ・インタビューでも、現在の緊縮要求は誤った方向に進みつつあり、このままではさらに不安定化を促し、ギリシャの再建に更なる援助が必要となると警告している (Gustav Horn, 2012/08/24)¹⁸⁾。

このホルンのフェイスブックに転載された抗議声明に、いち早く反応したのが、ドイツ最大の経済新聞ハンデルスブラット (Handelsblatt) の国際経済部編集長のシュトーベック (Olaf Storbeck) だった。鋭い経済分析で知られる彼は、FAZ での発表の前日にすでにハンデルスブラットの投稿欄 (Handelsblog) に「ドイツの経済学者はツイプラスのレベルに成り下がった」と題する一文を寄せ、この抗議声明 P を痛烈に批判した。ツイプラスとは、2012 年 5 月のギリシャの総選挙で救済合意の破棄を公約に掲げて第二党に躍進した急進左派連合 (SYRIZA) の若き党首だ。

「内容的に私はまったく違う意見であることは横においても、この文書の書きっぷり (Duktus) が、私には耐え難い。最初の一文にはドイツ首相がブリュッセルで決断を『強いられた』とあるが、いったいこの署名者たちの誰がブリュッセルの会議に同席していたというのか。総じてこの文書には、私の目から見ると、状況についての完璧に歪曲された像 (ein komplett verzerrtes Bild der Lage) が描かれている。」 (Olaf Storbeck, 2012/07/04)¹⁹⁾

シュトーベックは、経済学者たちがここで用いている「銀行同盟は銀行負債の集団的債務保証を意味する」といったレトリックを批判する。保証されているのは預金者の預金にすぎない。預金もまた銀行側から見れば負債には違いないが、金融機関の負債総額は預金残高などをはるかに超えている。その負債全額に対してドイツの納税者が債務保証をしているかのような言い草は事実をゆがめている。ESM による銀行救済は、リファイナンス危機に陥った銀行への資本注入であり、銀行の借金総額の肩代わりなどではまったくなく、とシュトーベックは言う。

また「借金国が構造的多数派を占めている以上、共通の銀行監督など機能しない」という彼らの言い分にも、シュトーベックは驚きを隠さない。そんなことを言えば EZB もまったく同じではないか。加盟国の多数派が自国でどのような事情を抱えていようが、「われわれは個別国家のナショナル・インタレストから独立して行動する諸制度を十分に作ることができる」。EZB はそれを立証する良い例だとシュトーベックは言う。シュトーベックの発言を

敷衍すれば、「超国家的組織の構成員は、しょせん自国のナショナル・インタレストの代表者としてしか行動し得ないはずだ」という署名者たちのシニカルな思い込みこそが大きな錯覚だということになる。それゆえシュトーベックは「近隣諸国との争いと不和が最初から仕込まれている」などという発言は耐え難く感情的 (unerträglich pathetisch) だと切り捨てる。また「銀行同盟によって救われるのはウォール・ストリートとシティにすぎない」といった主張は、冷静な経済学的分析とは何の関係もないデマゴギーにすぎない。およそこんなふう

に、シュトーベックは抗議声明 P を批判した。

ここではこれ以上触れないが、実はその間に興味深いエピソードもあった。FAZ に発表された原稿が、フェイスブックで流れた第一稿から、かなり修正されていたことが判明したのだ。シュトーベックはこの二つの原稿をていねいに比較して、いかにそこに経済学的知見とは無縁の政治的思惑が働いたかを分析している（「経済学者たちの抗議声明の2つのヴァージョン」, Olaf Storbeck, 2012/07/05）²⁰⁾。

しかし、そこはさすがに議論を好むドイツの公共世界のことだ。クレーマーやジンたちの抗議声明 P が FAZ に発表された日の翌日にはすでに、今度はハンデルスブラット紙に7名の著名な経済学者がこの抗議声明 P に対する批判（以下「批判声明 K」と略）を連署で発表している。

ドイツには経済五賢人 (die fünf Wirtschaftsweisen) という通称で呼ばれる経済専門家委員会²¹⁾があり、毎年、経済状況についての質の高い年次報告書を出している。5名の委員は政府提案にもとづき大統領が任命するが、その活動は政府から独立しており、慣習として1名の労働組合推薦枠も確保されている。内容的にも形式的にも、日本の経済諮問会議などとは比較にならない。

数年前までこの五賢人の議長を務めていたリュールupp (Bert Rürup) が、現在の五賢人の一人で労働組合推薦のボーフィンガー (Peter Bofinger) の他、前述のホルン (Gustav Horn)、ヒューター (Michael Hüther)、マーリン (Dalia Marin)、シュナイダー (Friedrich Schneider)、シュトラウプハール (Thomas Straubhaar) に呼びかけ、7名の連署で、この批判声明 K を出した。

批判声明 K

「いたずらに不安を煽るなかれ (Keine Schreckgespenster!)」と題されたこの批判声明 K には「国家の過剰債務」と「銀行の資本不足」という二つの根をもつ今回の危機には単純な解決はなく、怪しげな議論や「ナショナルな固定観念にとらわれた言葉で」(in einer von nationalen Klischees geprägten Sprache) 世論の不安を煽ることは、経済学者の使命ではありえないと主張した。先の抗議声明 P は、議論に必要なファクトを提示せぬままに、銀行同盟への不安や感情を煽っている。リーマン・ショック後のアメリカの TARP (不良資産買い取りプログラム) の例を見ても分かるように、資本不足に陥った銀行に必要な資本注

入を行うことと、投機家たちの金融上の責任を納税者に押し付けることとは全く別のことだ。投機家たちに責任を取らせることと、銀行に資本注入をして預金を保護することとは、両立しうるし、両立させねばならない。それこそが正しい道筋だ。経済学者たちが不安を煽ることは、進むべき方向性を知りたいと願う世論にとっても、困難な決断の中で正しい針路を保とうとする政治家にとっても、まったく何の役にも立たない。それは、政治的構想力に害を及ぼすだけでなく、経済学という学問の評判をも貶める。経済学者はむしろ建設的な解決提案によって、社会と政治への貢献義務を果たすべきだ。このように上記7人は、この批判声明 K の中で主張していた²²⁾。

これに呼応して、同じ7月6日には、クレーマーやジンたちの抗議声明 P とは逆に、ヨーロッパの銀行同盟は正しい方向に向かっていると主張する別の声明がネット上に公開され²³⁾、その後の一週間で 191 人の教授を含む 220 名の共同署名を集めた。こうして共同の銀行監視下での銀行同盟の是非は、ドイツ語圏の経済学者を二分する論争を引き起こした。ちなみにサミットでの交渉を乗り切ったばかりのメルケルやシュ ойブレも、抗議声明 P には激しく反発した。ただし、政権与党のお膝元にも抗議声明 P に賛同する政治家が少なからずいることは、すでに見てきたとおりだ。メルケル政権は、一方では連立与党内のナショナルな意見を黙認し、利用しながら党内をまとめ、他方、EU レベルではユーロ圏崩壊を避けるための現実的対策を容認し、利用しながら EU サミットをまとめてきた。その巧みな両面作戦と、原則的議論を避けながら事に対処するプラグマティズムが、2013 年 9 月の総選挙でメルケルに歴史的勝利をもたらした要因の一つだろう。これを二枚舌と見るか、政治的練達と見るかは、現代の政治に何を求めるかによって分かれる。

ここではとりあえず経済学者たちの動向に注目しておこう。目を引くのは、批判声明 K に署名した7人の経済学者たちの顔ぶれだ。この名前を見て「おやっ？」と思った人は多かったことだろう。ボーフィンガーとホルン、あるいはヒューターとシュトラウプハールの組み合わせには何の違和感もないが、前者のグループと後者のグループが、同じ声明に共同署名するというのは、通常ならば考えにくいことだからだ。このことを説明するには、少し過去に遡って、ドイツ語圏の経済学者たちの陣営形成について見ておく必要がある。

(3) ドイツ語圏経済学者の陣営形成とシンクタンク

経済学者が、基本的な経済思想によっていくつかの陣営に分かれるのは、学問の性格からしても自然なことだが、今回の危機はこうしたグループ分けに微妙な変化が生じていることを示唆している。これまでの争点の一つは先進国の経済的主要課題を、(A) 供給サイドの生産性向上に求めるか、それとも (B) 需要サイドの購買力向上に求めるかという点だった。**供給サイドの経済学**

(A) の視点を強調する経済学者はおおよそ次のように主張する。先進諸国は、中国をはじ

めとする新興工業国とのグローバルな競争にさらされており、高賃金と硬直的雇用制度は生産コストを上昇させることによって国際的競争力を低下させる。競争力のある企業は低賃金を求めて海外に拠点を移す一方、国内には高賃金で生産性の低い産業分野や肥大化した公的セクターが残り、産業の空洞化を招く。収益が落ちた企業は雇用を抑制し、失業者が増え、失業手当を初めとする社会保障費が増大し、財政赤字とインフレを招く。こうした負の連鎖を防ぐための対策は賃金抑制と技術革新、および成長産業への労働力移動だ。そのためには、従来型の解雇規制の緩和、労働組合の賃金規制力の抑制、法人税の減税、公的セクターの縮小など、新自由主義的な政策パッケージによる構造改革が有効だ。グローバル化による国際分業はデメリットだけではなく、物価の安定や消費者の選択肢の拡大、それによる生活水準の向上などのメリットももたらす。それゆえ自由貿易を促進するためのルール作りが必要となる。また不況時の対策としては、国家債務を増大させる財政政策よりも金融政策が有効だ。一般的に言えば、国家による過度の規制を緩和し、市場における自由競争に問題解決を委ねる方が経済合理性のある解決に近づくだろう。およそこれが、(A)を指向する側の主張となる。

需要サイドの経済学

(B)の視点を強調する経済学者は、これに対して、およそ次のように主張する。先進国の経済的停滞は、供給サイドの競争力低下よりも、むしろ生産性が向上する中で賃金抑制による需要不足に原因がある。とくに日本やドイツなど賃金抑制を受け入れてきた国では、労働分配率が低下した結果、企業の内部留保が高まると同時に、国内中間層の購買力が低下してきた。しかも高齢化や出生率低下が進行する中では、企業の内部留保は国内の投資や消費に向かわず、金融資産や海外投資へと流れ、そこから生じる過剰流動性が世界各地でバブルを生じさせている。かりに賃金抑制によって輸出競争力を上げて、通貨高によって国際収支の均衡が調整され、結局は生産拠点の海外移転が促される結果になる。これまでは経常赤字を続けながら過剰消費を続けてきた米国の消費に何とか助けられてきたが、こうした不均衡拡大はいずれ修正されねばならない。供給サイドが十分な競争力をそなえている日本やドイツこそ、むしろ生産性向上に見合った賃上げによって内需を刺激するべきで、それは勤勉な国民に対する当然の報酬であり、世界経済に対する責任でもある。それによって技術革新のインセンティブも高まるはずだ。格差解消と中間層の拡大のためには、適正規模の公的セクターを維持する必要がある。不況時には、ケインズ主義的な経済政策が今日もなお一定の有効性をもつ。一般的に言えば、複雑化した現代の経済では、自由市場におけるミクロレベルでの合理的選択が、合成の誤謬を通じて、マクロレベルにおける不均衡を作り出す。それゆえ市場の健全な発展のためには、国家がつねに市場を適切に管理する必要がある。およそこれが、(B)を指向する側の主張となる。

伝統的には、経営者側および保守派が(A)を、労働者側および革新派がBを指向し、(A)

は新自由主義な供給サイドの経済学を、(B)はケインズ主義的な需要サイドの経済学を理論的支柱にするというのが従来の対応関係だった。総じて(A)が気にするのはインフレと財政悪化であり、(B)が気にするのは失業者の増大だ。ただし脱イデオロギー化した現実政治では、両者の差異は程度問題に過ぎず、妥協点を探るさいの方向性の違いと考えたほうがいいだろう。

第三の道の迷走

それでも1997年のブレア政権(英・労働党)や、1998年のシュレーダー政権(独・社会民主党)などが、いわゆる第三の道と言われる政策を選択しはじめた頃から、従来の対応関係は曖昧化していった。2009年の日本の民主党政権などにも同じことが言えるかもしれない。

ドイツのシュレーダー政権も、1998年の発足当初こそ、選挙で貢献のあった左派のラ＝フォンテーヌを財務相に抜擢したが、まもなく二人は袂を分かつことになる。ラ＝フォンテーヌはケインズ派の経済学者フラスベックを財務事務次官に充て、当時のフランスのストロス＝カーン蔵相、日本の宮沢蔵相とともに、ケインジアン的発想から、アジア通貨危機後の金融・通貨システムの安定化を図ろうとしていた。たとえば1999年1月15日、フランクフルトで行われたアジア・ヨーロッパ蔵相会議に先立つ宮沢蔵相・ラ＝フォンテーヌ蔵相の共同プレス・ステートメントでは、国際通貨・金融システムの改善、過度の為替変動の抑制、金融監督の強化、IMFプログラムの改善、ヘッジファンドに対するディスクロージャー義務の導入、ヘッジファンドに投融資を行っている金融機関へのプルーデンシャル規制など、総じて、金融市場への国際的監視の強化をめざす政策を打ち出そうとした²⁴⁾。後知恵ではあるが、この政策を着実に実行していれば、2008年の危機は回避できないまでも、別の形をとっていた可能性はあるだろう。しかしその後、ラ＝フォンテーヌはシュレーダーと衝突し、結局、大臣のみならず、議員までも辞職してしまう(後に左派党に合流)。同時にシュレーダー政権は新自由主義的政策への転換を図ることになる。

もっともシュレーダーの側から見れば、統一後の莫大な財政負担と旧東独地域の高失業率という二重苦を抱えながらユーロ導入を目前にしたドイツには、あまり選択の余地はなかった。国の累積赤字が、EUのSGP(安定成長協定)²⁵⁾が定める対GDP比60%の限界値に達していたからだ。この協定は、シュレーダー政権誕生の前年に採択されたばかりで、しかも、それは、通貨統合がインフレを引き起こすことを懸念していたドイツの財務大臣ヴァイゲルが強く主張して実現したものだった。

シュレーダー政権は、コール時代に頓挫した政労使の代表による「労働、教育、競争力のための同盟 Bündnis für Arbeit, Ausbildung und Wettbewerbsfähigkeit」を再度起ち上げ、2000-2001年の労働協約を通じて賃金抑制についての労使の妥協を実現させた。2002年の総選挙に辛勝したシュレーダーは、2002-05年にかけて「ハルツ四法」と「アゲンダ2010」²⁶⁾を通じて労働市場改革を実行に移し、解雇条件の緩和などで供給側の競争力強化を後押しし

た。こうしてドイツの労働者は、日本以外の他の先進国と比べると——あるいはかつての(西)ドイツと比べても——格段に厳しい賃金抑制に甘んじるようになった²⁷⁾。しかもそれは、労働組合を支持母体としてきた SPD 政権下で実現したものだ。後に政権についた CDU 党首メルケルは、前任者のこの「功績」に謝意を表している。リーマン・ショック後、保守派の政治家たちが、ドイツは厳しい賃金抑制を受け入れてきたからこそ、強い競争力を取り戻せたのだと、かつて SPD 政権下で実現したアゲンダ 2010 の成果を自慢することになるのは、まさに歴史の皮肉というほかない。

しかし、さすがに SPD の伝統的支持基盤である労働組合からはアゲンダ 2010 への批判が強まり、2004 年にシュレーダーは党首をミュンテフェリングに譲らざるを得なくなる。2005 年 1 月には失業者がナチ政権前夜の 1932 年を超える 500 万人の壁を突破した。もっともこの数字は、新制度のもとでの失業「申告者」の増大を反映しており、その分は割り引いて考えなければならないが、数字のもたらした印象は強烈だった。2005 年の州議会選挙では、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン（2 月）やノルトライン・ヴェストファーレン（5 月）で SPD が連敗。とくに後者は、SPD の牙城ともいべきドイツ最大の州で、そのショックは大きかった。これを受けて 6 月には、アイヒェル財務相とクレメント経済相も労働組合の賃上げ要求を容認する方向に転換した²⁸⁾。この決定に支持を表明したブレーメン大学の財政学教授ヒッケルは、ラジオ・インタビューの中で、上記 B の立場に立って以下のように発言している。

「労働生産性を競争力の指標にするなら、輸出競争力の向上のために、われわれは何年にもわたって低成長に甘んじてきており、これ以上、それを推進する必要はない。ところが、政治家によって本当に大々的に宣伝され、労働組合にも圧力をかけてきた賃金抑制は、結局のところ、国内経済の勢いを著しく弱める結果になった。基本的には、賃金抑制策がもたらした報酬^{ローン}は内需の低迷だった。」(Hickel, 2005/06/13)²⁹⁾

アピール H

ところがこの時、SPD の方向転換や、このヒッケルの意見に強く反発した経済学者たちの一団がいた。2005 年 6 月末、ここでもひとつの声明文がドイツの新聞《ヴェルト》(2005/06/30) に発表された。経済学者フンケ (Michael Funke)、ルッケ (Bernd Lucke)、シュトラウプハール (Thomas Straubhaar) が起草者したこの文書は、起草者がいずれもハンブルク大学関係の経済学者であったため、ハンブルク・アピール (以下では「アピール H」と略) と呼ばれている。243 名の経済学者たちの共同署名を集めたこの文書は上記 B の立場の台頭に対する A の側からの反攻だった。賃上げによる需要喚起という政策は幻想であり、幻想を振りまくことによって必要な改革を先送りしてはならない、とアピール H は主張した。経済学的には、総需要はきわめて複雑に構造化された値であり、賃上げによって拡大するほど単純なものではない。賃金所得だけでなく利潤所得も同様に需要を喚起するし、貯蓄

でさえ債務者の需要に資金を提供している。そもそも賃上げによる内需拡大といっても、ドイツで購入されるものは、すでにその多くが外国製品だ。もちろんドイツ製品が購入されることは望ましいが、それを決めるのはあくまで消費者であり、選択の決め手になるのは、結局のところドイツ製品の質と価格だ。供給側の生産性向上と価格競争力こそが、今もってドイツ経済の再生の鍵であり、賃金抑制の継続は必要不可欠だと、このアピール H は主張していた。

このアピール H の翌月には、支持率がジリ貧になることを恐れたシュレーダー首相が政治的勝負に出た。建設的不信任制度（ドイツでは首相に連邦議会解散権がないため、与党みずから内閣信任決議案を否決して解散に持ち込む手法）を利用して議会を解散し、総選挙を一年前倒して 2005 年 9 月に総選挙を行うことを決意したのだ。結果は CDU/CSU 同盟の勝利に終わったが、SPD も予想以上に健闘し、CDU 党首メルケルは SPD との大連立政権を余儀なくされる。

この選挙戦の結果に、はたして 3 ヶ月前のアピール H がどの程度、影響したかは、にわかに判断しがたい。しかし注目すべきは、新自由主義的な A 方向を指向するこのアピール H が経営者側のシンクタンク INSM の積極的な広報活動を通じて、選挙前にさかんに宣伝されたことだ。多数の経済学者の署名付き声明と、それを利用する巨大シンクタンクの広報活動は、現代の経済学が果たしているキャンペーン機能の一端と共に、民主主義の隠れた腐食過程をも垣間見せてくれる。

巨大シンクタンクの活動

INSM（新しい社会的市場経済イニシアティブ³⁰⁾）は 2000 年にゲザムト・メタル（ドイツ金属電機産業経営者連盟）が創設したドイツのシンクタンクで、年間 10 億円規模の潤沢な予算を与えられ、研究支援や広報活動を行っている。戦後長らく「市場経済」には「社会的」という形容詞が冠のようにかぶせられてきた。この冠が「市場経済」の活力を削いでいると見た経営者たちは、もう一つこれに「新しい」という冠をかぶせることで、かつての冠の威力を削ごうとしたのかもしれない。ただ、さすがにかつての冠を取り去ることまではできないのが、戦後ドイツの社会的合意の壁の厚さだろう。

この INSM というシンクタンクについては、アピール H が出る前年にすでに、ロビー活動研究者のシュベート（Rudolf Speth）が、以下のような分析をしていた³¹⁾。

INSM は、年間 10 億円規模の潤沢な資金を持ち、市場での競争原理、自己責任に基づく自由の拡大など、経済的リベラリズムを社会に浸透させるという明確な目的をもって設立された現代的なシンクタンクだ。その組織はきわめて効率的、戦略的、専門的に組み立てられている。広告代理店やイベント会社と緊密に共同事業を展開し、可動性と影響力を向上するためのネットワーク機能を備えている。「キュレーター（学芸員）」や「ボートシャフター（大使）」と称せられる協力者は、学問、宗教、政治などありとあらゆる分野に分散し、それ

ぞれが独自のネットワークを通じてキャンペーンを展開していく。ドイツ連銀総裁を務めたハンス・ティートマイヤー教授、連邦憲法裁判所判事を務めたパウル・キルヒホーフ教授、SPD/ 緑の党 /CDU などの諸政党を渡り歩いた政治家オスヴァルト・メッツガー、FDP 所属の欧州議会議員ジルヴァーナ・コッホ＝メーリンなど、そのスペクトルはきわめて広い。ゲザムト・メタルガリード（犬の引き紐）を握ってはいても、そのリードはかなり長い（an einer langen Leine führen）。PR 部門では、ヨーロッパ最大の広告会社の一つショルツ & フレンズが常時 40 人の人員を派遣して協力体制を敷き、Berolino-pr 社とともに宣伝戦略やキャンペーン活動を展開している。INSM のキャンペーンの基礎となっているのは堅固な学問的根拠だ。先頭に立つのはまず学問的エキスパートで、その多くがケルンの経済研究所 IW（ドイツ経済研究所）³²⁾ から派遣されている。また刻々と変化する統計データは IfD（アレンスバッハ世論調査研究所）³³⁾ から常時提供を受けている。これによって様々な学問領域、およびプロフェッショナルな選挙活動とも複雑にからみあっている。INSM は、学問的エキスパート、メディアへの広報、宣伝、プラカード、雑誌投稿、インターネットなどすべてのコミュニケーション形態を、明確な目的意識をもって戦略的、総合的に駆使している。したがって PR とジャーナリズムの区別は消滅しており、《Wirtschaftswoche》³⁴⁾、《impulse》³⁵⁾、《Frankfurter Allgemeine Sonntagszeitung》³⁶⁾、《Die Welt》、《Handelsblatt》などの雑誌、新聞と提携関係にある。INSM は看板としては超党派を掲げ、労働組合との直接的な対決姿勢はとっていない。あくまでテーマを通じた対立関係であることを強調しているが、しかし論争の手法は多くの場合ネガティブ・キャンペーンの形を取っている。

以上が、シュペートの分析による 2004 年の段階での INSM の特徴だ。この指摘の可否や、その後の変化についての判断は筆者にはできないが、上述の A・B の方向性をめぐる労使や政党間の論争や選挙活動に、経済学者がいかに組織的に動員されているかは、容易に想像がつく。

さて、以上の経緯を振り返ったあとで、もう一度、先の問題に目を戻そう。2005 年のアピール H で、賃上げ容認に舵を切った SPD の方針転換を批判した 5 名の署名者たちは、以下の表で分かるように、2012 年の抗議声明 P と批判声明 K では、一部、反対陣営に分かれた。

表：経済学者の立場の変化

経済学者	所属	H	P	K
Hans Werner Sinn	Ifo Institut für Wirtschaftsforschung München 所長	○	◎	
Bernd Lucke	Universität Hamburg 教授, AfD 党首脳	◎	○	
Michael Funke	Universität Hamburg 教授	◎	○	
Thomas Straubhaar	Hamburgisches WeltWirtschaftsInstitut 所長	◎		◎
Michael Hüther	Institut der deutschen Wirtschaft Köln 所長	○		◎

H：ハンブルグ・アピール 2005 / P：抗議声明 2012 / K：批判声明 2012

◎は中心的提言者、○は共同署名者

「アピール H」(A 方向)の起草者の一人ルッケは、後に反ユーロ政党 AfD の設立メンバーとなる人物だ。そしてもう一人の起草者フンケとともに、2012 年のハンス＝ヴェルナー・ジンたちの「抗議声明 P」に共同署名している。ところがアピール H の三人目の起草者シュトラウプハールは、2012 年にはボーフィンガーやホルンといった労働組合に近い立場に身をおく経済学者とともに「批判声明 K」の署名者側に回っている。INSM と近い関係にあるシンクタンク IW の所長ヒューター (Michael Hüther) も、かつてはアピール H に署名したが、今回はシュトラウプハールと同様に批判声明 K の起草者となった。

ここで問題にしたいのは、個々の経済学者の経済思想の変化ではない。すでに示唆したように、経済学者たちの署名運動は、もはや個々人の自由な意見表明というナイーブな次元を超えている。しかも、表から分かるように、彼らは有力なシンクタンクの所長や政治家であり、その背後には当然、スポンサーや支持者の影響力がある。おおまかに言えば、表中の H は新自由主義的政策 A の支持者、P はユーロ懐疑派、K はユーロ推進派を示す。つまりこの表は、かつての「A 対 B」という対立と、今回の「P 対 K」という対立は、単純には対応しておらず、いわば立体的に交わる異なる種類の対立軸であることを示唆している。そこで次節では、現在のドイツに広がる EU に対する誇張された被害者意識の背景とその適否を検証しながら、この新しい対立軸の特徴を探ってみたい。そこには、グローバル化する金融資本と国家連合の試みに付随する原理的問題が含まれているはずだ。

(4) ユーロに対する誇張された被害者意識

先にわれわれは、ユーロに対する誇張された被害者意識がドイツに広がり、一部の政治家がそれを利用し、また強化している現状を見てきた。果たしてその危機理解と被害者意識は内容的にどの程度、当を得たものなのだろうか。ここでは、経済五賢人の一人として 2012 年に優れた年次レポート³⁷⁾をまとめたボーフィンガーの近著『ドイツ・マルクへの逆戻り?』³⁸⁾を参照しながら、この問いに答えていきたい。ちなみにこの 2012 年版の五賢人の年次レポートについては、前述のオラフ・シュトベックが「経済専門委員会議とドイツ経済学の画期的成果 Sternstunde」だと絶賛している³⁹⁾。

ではさっそく具体的に見ていこう。

a) 第一は、この危機は本当にユーロ危機だったのかということだ。

日本でも、今回の危機は一般に「ユーロ危機」として報道され、またドイツでも Euro-krise と呼ばれてきた。しかし冷静に見れば、この危機は 1990 年代から頻発するようになった通貨危機とは性格を異にする。92 年のイギリス・ポンド危機、94 年のメキシコ・ペソ危機、97 年のタイ・バーツ危機などは、いずれも固定相場制やドルペッグ制のもとで当該通貨が過大評価されていると判断したヘッジファンドが、通貨切り下げを予測して大規模な空売り攻勢をかけたことから深刻化した。今日、国境を超えて移動するマネーの規模は、一国政府

の外貨準備や介入限度をはるかに超えている⁴⁰⁾。このヘッジファンドの予測は、次々と連鎖反応を呼び、現実に関国政府に通貨切り下げを余儀なくさせた。その意味で、巨大ヘッジファンドの予測は自己実現的だった。実際に安値になった時点で、高値で空売りした通貨を買い戻し、ヘッジファンドは巨額の利益を得た。そのマネーはいずれ次なる標的を探すことになるだろう。

しかし、ユーロに関してはすでに長い間、変動相場制の下にあり、今回の危機を通じても、今までのところハードカレンシーとしての地位を失うほど暴落したことはない。ボーフィンガーは上掲書で、ユーロ圏を、単一通貨をもつ経済圏と見なして、他の通貨圏と比較している。通貨の実力を図る指標としては、その通貨圏内のインフレ率、国家債務残高、経常収支などを見るのが普通だろう。しかし、いずれの指標をとってもユーロ圏全体としては他国より深刻な状況にはない。ボーフィンガーの引用しているデータ (p.19, 表1) によれば、2012年EU圏のインフレ率は2%の目標値を0.4%上回っているだけである。同時期のイギリスは0.6%、中国は1.3%目標値を上回っており、EUは両国よりも低い値にとどまっている。EU圏の国家債務残高のGDP比は99.1%で、英国の104.2%、米国の108.6も低く、いわんや日本の214.1%の半分以下だ。経常収支のGDP比も+1.0%の黒字で、同じ黒字国の日本と中国よりは小さい値だが、米国は-3.7%、英国は-2.1%といずれも大幅な赤字国だ。

これらの事実は、現在のユーロ圏の危機は、通貨ユーロ自体への不信から生じた通貨危機ではなく、少なくとも現在までのところ、ユーロ加盟国の債務危機、あるいはリファイナンス危機だということを示している⁴¹⁾。ドイツでは問題国の債務が増え続けるのは競争力の異なる国が単一の通貨を持つという設計上の欠陥による、という主張がよく聞かれる。しかし、そのような特殊事情がなくても国家が軒なみ債務危機に苦しんでいることは、何よりもわが国を見れば明らかだ。

現在の世界各国の債務危機は、直接的には2008年の米国大手投資銀行の破綻とそれに続く信用不安、そして金融機関や保険会社の連鎖倒産を防ぐための巨額の公的資金の注入がきっかけだった。その背景には、米国の不動産バブルと低所得者向けのサブプライム・ローン、その債権を小分けにして優良ローンに混ぜ込んだ金融派生商品、債務不履行時のリスクを移転するためのCDSなどの各種保険商品、それらにお墨付きを与えた三大格付け会社の格付け、こうした仕組みを信用した機関投資家の資金運用等々、さまざまな要因があっただろう。

しかし、規模の拡大(リーマンの負債総額約6000億ドルは史上最大)や、用いられた金融工学の複雑化などを別とすれば、今回の危機も、基本的には1980年代以降、82・94年のメキシコ、97・98年のタイ・インドネシア、01年のアルゼンチンなどで繰り返されてきた金融危機の延長線上にある。大きく異なるのはその間に急速に発展を遂げたインターネット取引とコンピュータ技術の進歩である。これによって危機の規模と伝播速度が急拡大した。しかし、基本的パターンとしては、外国資本の過剰投資とバブル経済の発生、国際収支の悪

化、先進国の金利上昇に伴う資本逃避、バブル崩壊、通貨暴落、国家の債務危機、デフォルトなどがその典型的経過だった。その背景にはグローバルな過剰流動性の存在があり、またその暴走を未然に防ぐためのグローバルなブルデンス規制の未整備があった。

ところが身近なユーロ参加国の債務危機は、こうした根本問題への視線を曇らせ、あたかも南欧諸国の放漫財政こそがユーロ圏危機の根本原因であるかのような印象を広めた。日本はもちろん、英米もまたユーロ圏と同様に債務問題の解決からは程遠いところにいる。にもかかわらず、ユーロ圏特有の条件、すなわち競争力の異なる国が同一の通貨を持つことが危機の根本原因だとする拡大解釈が定着した。ここではむしろ、ユーロ圏の危機はあくまでグローバルな金融危機の一部だという認識から出発していきたい。

b) 第二は、ギリシャは本当に「底のない樽」なのかということだ。

先のゼーダーの引用に見られるように「ギリシャ自身が改革できず、また改革をする気がないならば、何をしても無意味だ。それなら最終的にギリシャは、それにふさわしく破産宣言をしなければならない」⁴²⁾ というのは、はたして状況を正しく把握している発言だろうか。

これについては以下の FAZ の記事が参考になる。

「ギリシャの放漫財政について紋切り型のイメージが広がっているが、ユーロ圏でギリシャほど国家財政の削減努力を必死に行っている国は他にない。このことはアイルランド中央銀行の最新の調査からも明らかだ。中央銀行エコノミスト Laura Weymes の試算によれば過去 2 年間、ギリシャの増税と歳出削減は 20% の規模に達し、これはポルトガルやスペインの 5 倍に相当する。断固とした緊縮政策で模範とされたアイルランドでさえ、ギリシャの努力にはまったく及ばない。」(FAZ, 2012/08/21)⁴³⁾

ギリシャの国家財政や徴税システムに重大な欠陥が存在していることは疑い得ない。しかしこれを今回の危機の本質的原因のように言い立てるのは公平ではない。ユーロ圏全体で見れば、ギリシャの国家債務はユーロ圏 GDP の 4% 程度にすぎない。また国家財政の規律を問題にするなら、危機が勃発する前のユーロ圏の模範生は、安定成長協定を破り続けたドイツではなく、現在危機に陥っているスペインやアイルランドの方だった。しかも、協定違反への罰則規定の適用にはドイツをはじめとする大国が反対し、これを葬り去った⁴⁴⁾。日本の例を引くまでもなく、根本問題は各国の債務残高そのものではなく、その原因をなした土地・金融バブルの発生と破綻にある。ギリシャは底のない樽だという宣伝は、部分を拡大することによって、全体の構造を曖昧化させる。

ギリシャ人は労働時間が短すぎる、年金支給開始年齢が低すぎる、といった批判にも客観的根拠がないことを、ボーフィンガーは指摘している (p.69ff)。また金持ちが税金のがれをしているという批判については、世界のタックス・ヘイブン全体を問題にしなければならないだろう⁴⁵⁾。そこでは決してドイツが模範生でないことは、すぐに分かるだろう。

c) 第三は、「ファイナンシャルに堅実な者だけが、経済的な強者である」(CSU ホームペ

ージ) という見解についてだ。これはいかにも曖昧な表現だが、前後の脈絡から推察すれば、財政赤字を減らすために増税を受け入れ、国際収支を均衡させるために、産業競争力、とくに労働賃金の抑制による価格競争力の向上を目指したドイツを指しているのは明らかだ。その視点に立てば、ドイツはユーロ諸国が見習うべき優等生であり、同時に南欧諸国は今回の危機の原因を作った落第生ということになる。

ドイツの政権与党のこの自信の裏には、先にも述べたように、SPD 政権下で実現した「アゲンダ 2010」とハルトツ四法による労働市場改革がある。そしてリーマン・ショック後、ドイツ経済の立ち直りは、これまで低賃金に甘んじて勤勉に働いてきたドイツ国民の「自助努力」によるものだという理解⁴⁶⁾が国民の間に定着した。そうなる勢い、身を切ることで達成した自らの成長の果実を、なぜ同じ時期に土地バブルやオリンピック景気に浮かれ、実力以上の生活を謳歌していた連中の財政破綻処理のために投じなければならないのか、という疑問も湧いてくる。ギリシャ人もわれわれの成功を見習うべきであり、報酬は苦痛なしには手にできないことを学ぶべきだ。ここで彼らを際限なく支援するのは甘やかしであり、モラルハザードだ、となる。

加えてギリシャ政府による財政赤字見通しの粉飾や、富裕層の租税回避、不透明な地下経済などが支援の実効性に疑念を抱かせた。ギリシャの財政が「底なしの樽」に喩えられる理由もここにある。ただし、その樽に流し込まれる水とは、もっぱら EU による支援パッケージのことであり、南欧諸国の不動産バブルに乗じて見境なく流し込まれた独仏金融機関の資金や、放漫財政によってドイツから購入された大量の戦車のことではないようだ。

ボーフィングーはこうした「ドイツ＝優等生／ギリシャ＝落第生」説に潜む陥穽を、カントの定言命法を例にあげて説明している。定言命法とは「自分の行為規範が一般的な立法原則に合致するように行動せよ」というカントの道德律の純粹形式だ。その特徴は、行為の道德的価値を個人に発する動機によって正当化するところにある。その点で、行為の道德的価値を共同体に及ぼす帰結によって正当化する功利主義的道德観とは対照的な立場をとる。このカント的な個人道德の通俗ヴァージョンは、個人が正しく行為しさえすれば、全体の秩序は保たれるはずだという信念だ。全員が交通規則を守れば交通事故は起こらないはずだ、という論理だ。そういえばドイツの財務相ショイブレも「一人ひとりが自分の家の戸口を掃除せよ、そうすれば世界は清潔になる」(Jeder kehre vor der eigenen Tür, und die Welt ist sauber.) というゲーテの箴言をよく引用する。ここにもカント的、プロテスタント的な個人主義道德観の反映が感じられる。

しかし、現在の危機は、多種多様な合成の誤謬から成り立っている。シュトーベックが絶賛した 2012 年の五賢人年次報告の真骨頂も、この合成の誤謬の分析にある。そこでは、今回のユーロ圏危機が 3 つの危機の複合現象として説明されている。

第一は自己資本に比べて高すぎるレバレッジをきかせた過剰融資をし、その結果、大量の

不良債権を抱えて資本不足に陥った「銀行危機」だ。

第二はその銀行に資本注入をすることによって累積債務を増大し、国債の暴落、国債利回りの上昇、リファイナンスの危機、累積債務の増大という悪循環に陥った「国家債務危機」だ。

第三は、国家債務により緊縮を余儀なくされた政府が適切な公共投資を行えなくなり、内需が低迷することによって生じる「マクロ経済危機」だ。この3つの危機は、どの2つをとっても相互に危機を悪化させる関係にある、と年次報告は説明する。

1) 銀行危機と国家債務危機

銀行救済に税金が投じられることによって国家債務が悪化すると同時に、国債が暴落することによって銀行の資本状態が悪化する。

2) 国家債務危機とマクロ経済危機

国家債務危機により緊縮を余儀なくされることによって内需が弱体化すると同時に、マクロ経済の規模が縮小することによって税収が下落し、国家債務が悪化する。

3) マクロ経済危機と銀行危機

マクロ経済が弱体化することによって銀行保有資産の担保価値が下落し、銀行の自己資本が毀損すると同時に、銀行の新規融資停止や貸しはがしによってマクロ経済が弱体化する。

年次報告が的確に説明しているこうした危機の複合性は、危機の解決もまた複合的な視点を持つ政策パッケージによってのみ可能となることを教えている。ところが過去20年以上にわたって、こうした危機が生じるたびに、その危機の元凶を危機発生国の国家債務と経済構造の後進性に求める論調が幅を利かせてきた。

かつて1980年代にラテンアメリカ諸国で債務危機が頻発した際、IMFは信用供与のためのコンディショナリティを、それまでの景気循環に焦点を合わせたマクロ経済政策から、供給サイドの基盤強化や市場経済化に焦点を合わせた構造調整へと転換した。具体的には、通貨切り下げによる輸出力強化、補助金など政府支出の削減、物価・利子の統制撤廃、輸出入・為替の管理撤廃、国営企業の民営化、自由貿易促進などの政策パッケージだ。ウィリアムソンが「ワシントン・コンセンサス」と呼んだこうしたパッケージは、スティグリッツなどの批判を受け、その後、徐々に修正されてきた。先にあげた1999年の宮澤・ラ＝フォンテーヌ共同記者会見でも、IMFプログラムの改善が提唱されている。IMF自身も2002年にはコンディショナリティのガイドラインを修正し、2006年には、「コンディショナリティのガイドラインについての原則」についての文書がIMF職員によって公表された。そこでは、コンディショナリティの「National Ownership」（当該国の主体的決定の尊重）、「Parsimony」（必要不可欠な支援への限定）、「Tailoring」（発生原因についての各国の特殊事情の考慮）、「Coordination」（他の国際機関との連携）、「Clarity」（他の政策的要素との差異の明確化）の5原則が謳われている⁴⁷⁾。

ところが、ユーロ圏危機に際しての南欧諸国への緊縮命令には、こうした歴史的反省が十分に活かされていない。もちろん、ドイツ一国の政策だけを考えれば、賃金の抑制と国際競争力の強化、経常収支の黒字拡大と、それによる社会保障費のファイナンスという選択には合理性がある。しかし、ユーロ諸国全体が、このモデルをめざして努力し、すべての国の経常収支を黒字化することは原理的に不可能だ。経常収支の黒字国は主観的意図とは別に経常収支の赤字国を作り出している。もちろんそれは逆にも言える。マクロ的には黒字国の過剰生産は赤字国の過剰消費によって支えられている。つまりカント的な純粹理性原則に立脚すれば、「経常収支を黒字化せよ」という格率は「普遍的立法の原則」とはなりえないのだ。

先にわれわれは、ドイツの経済学者たちの国内賃金政策をめぐる「A 対 B」の対立と、ユーロ圏政策をめぐる「P 対 K」の対立がねじれ現象を起こすようになったことを見てきた。たとえばジンヤルツェは A → K（賃金抑制賛成 → 銀行同盟反対）の立場へと移行したのに対して、シュトラウプハールやヒューターは A → P（賃金抑制賛成 → 銀行同盟賛成）の立場へと移行した。一国の競争力については新自由主義的な構造改革が有効であるとした後者の論者たちも、この処方箋が金融化し、グローバル化した資本主義がもたらす複合的危機の解決にとっては、むしろ阻害的であることを認めるようになっている。

たとえば、経済学的には新自由主義的な立場に立つシュトラウプハールも、今の状態で D マルクに戻ろうとすれば、どのような大問題が生じるかを、以下のように列挙している⁴⁸⁾。

そもそも現行の EU 条約もユーロ法もユーロ圏からの離脱規定をもっていない。これは偶然ではなく意図的な決定であり、ユーロはこうしてユーロ圏離脱が不可能であることを資本市場に通告してきたのだ。もし離脱規定が存在していれば、あるいはこれからそれが作られれば、市場ではそれを見越した投機が盛んにおこなわれ、リスクプレミアムはただちに高まっていくだろう。目下の条件下でユーロ圏離脱を強行しようとするれば、ドイツは EU そのものを離脱しなければならない。こうなればナショナリズムに鼓吹された大ドイツへの不安はいやましに高まり、独仏の蜜月が終わるだけではなく、西の隣人とも、東の隣人とも緊張関係に立つことになるだろう。

また D マルクに復帰するためには、紙幣や硬貨の新規発行や移行期の措置などを、移行日である X デイまでに完璧に準備する必要がある、そのためには巨額の資金と人員を要する。ドイツ連銀が EZB から離脱するとなれば、これまでの出資金はどのように配分されるのか。EZB がその間に購入した国債の行方はどうなるのか。そもそも EZB から独立したドイツ連銀はどの程度の信用を保持できるのか。

そしてドイツが EU を離脱すれば、次々に連鎖的な離脱が生じ、経済の再ナショナル化と EU 共通域内市場の解体が始まる可能性がある。域内共通市場の解体は輸出国ドイツにもっとも大きな打撃を与えるだろう。そしてドイツのユーロ離脱は、ユーロという通貨そのもの

を消滅させるだろう。D マルクは長期的にはスイス・フランや日本円と同様に通貨高を甘受しなければならず、輸出競争力の低下は避けられない。そしてあらゆる銀行や企業がユーロ建てで行っていた融資は、返済時には極度に目減りすることになるだろう。

シュトラoupハールが行っているように、こうしたことを具体的かつ精密に考えていけば、現状にどんな不備があったとしても、それを修正しながら前進するほかないことが容易にわかるだろう。先に指摘したように、今回の危機の出発点はグローバル化した金融資本主義の機能不全にある。この危機は現行システムのさまざまな欠陥の間隙を突いて発展し、その欠陥を利用しながら拡大してきた。ユーロ圏が抱える脆弱性もまたこうして明るみにでた。たしかにこの脆弱性の改善はさしせまった政治課題ではあるが、だからといって、あたかもこの脆弱性が危機そのものを生み出したかのような議論は、真の原因を曖昧化してしまう。

では今回の危機は、どのような方向で解決されるべきなのか。その具体策について語るとは筆者の能力を超えるが、グローバル化する金融資本と国家連合の試みに付随する原理的問題について、最後にひとことコメントしておきたい。

80年代から始まった先進諸国での新自由主義的な構造改革は、70年代における資源価格や人件費の高騰で頭打ちになった企業収益の回復と、その後のイノベーションに一定の貢献をしたかのように見える。しかし、その収益の少なからぬ部分は実体経済における消費や投資に向かう代わりに、過剰流動性として世界各国でバブルと危機を作り出してきえた。加えて90年代以降は、(1) 冷戦が終結し、東西の体制間競争が促してきた国内再配分への政治的動機が減少したこと、(2) WWW の普及とともに情報通信革命が生じたこと、(3) 金融部門での技術革新が進み、先進国の知的人材や収益率がこの分野に集中し始めたことによって、グローバル資本主義の急速な金融化が進んだ。

こうした危機の恒常化を今のまま放置することはできないという点においては、多くの人が意見を共有している。しかし、ではこのグローバル金融を制御することができるアクターは誰か、という点については意見が分かれる⁴⁹⁾。

第一のグループは、このアクターは法律を制定できる唯一の主体である法治国家としての国民国家だと主張する。現在の危機は、この国民国家が民主主義的なコントロールを逃れて国際金融資本主義の人質と化していることから生じている。したがってもう一度、国民国家の権限と能力を強化することが必要だと、このグループの人々は考える。当然、ブリュッセルの官僚に国家の財政主権を譲り渡すことには、きわめて懐疑的になる。

第二のグループは、金融資本主義が多国籍化、あるいは無国籍化している時代に、それをコントロールするには、国民国家の枠組みを超えた超国家的な組織の強化こそが重要だと主張する。もし各国がナショナル・インタレストの追求に走れば、たとえばロンドンのシティをはじめ、スイス、オーストリアなど、様々な形でタックス・ヘイブンや金融のオフショア取引の場になっている諸国は、国際的規制に反対し続けるだろう。したがって各国政府に圧

力をかけうる国際機関の権限を強化することこそが必要だと、このグループの人々は考える。当然、各国の財政主権の一部を EU の共同管理のもとに置くことは、通貨統合を安定化させるための必要不可欠なステップだと考える。

紙数が尽きたので、ここでは、この問題をこれ以上、論じることはできないが、これはもちろん二者択一的な選択ではないだろう。国際組織の責任者たちが、国際金融資本の担い手たちとほぼ同じエリート集団から供給されていることは、ゴールドマン・サックスの役員が IMF や EZB の幹部に着任するといった事情からも容易に判断できる。しかし、各国の政治家も、選挙戦に勝ち抜くためには、巨大資本や企業系シンクタンクからの情報や資金の提供は欠かせない。どちらが金融資本の規制に対してより積極的な役割を果たしうるかは簡単には言えない。それは、そこにどれだけの民主主義的なコントロールが及びうるかによって異なるだろう。グローバル・シティズンとしては、ひとつは超国家的組織や、国際的な人権規定や労働規約の力を借りて各国政府の政策決定に圧力をかけていくという道筋と、もうひとつは各国政府に選挙を通じて圧力をかけて、金融規制についての安易な国家間妥協を阻止するという道筋があるだろう。その二つの経路をともに保持しながら、二つの組織に「民主主義の競争」を行わせるための啓蒙過程を進めていくことが、遠回りであってもわれわれに残された唯一の細い道だろう。

(注) 本稿は 2012 年度個人研究助成費 (研究番号 12-18) の成果である。

注

- 1) 2013 年 8 月 14 日, EU 統計局発表による。
- 2) 同時に, ESM への返済優先規定も緩和された。また ESM による加盟国の国債買い入れも, フィンランド, オーストリアの反対を押し切って認められた。
- 3) 2009 年末のギリシャ危機以来, ECB はトリシェのもとで, リファイナンス金利下げ (4.25 → 1.00%), 限界貸出金利下げ (2.25% → 1.75%) などの政策金利政策に加えて, 適格担保条件の緩和 (A マイナスから BBB マイナスへ), 長期リファイナンス・オペ (固定金利・無制限の 3 ヶ月物オペ) の拡大などを行った。また 2010 年 5 月には国債買い入れのための制度として SMP (証券市場プログラム) を起ち上げた。11 年上半期にはほぼ休止していたが, スペインやイタリアの国債利回りの上昇を受けて 11 年 8 月には買い入れを再開している。
- 4) 違憲審査のための公聴会は 2013 年 6 月に行われたが, この論文を執筆している 2013 年 9 月の時点では, まだ連邦憲法裁判所の最終判断は示されていない。EZB はあくまで EU 法の下にあるため, ドイツの連邦憲法裁判所としては, EZB の OMT が, ドイツ基本法が定める連邦議会の財政主権を間接的に侵害していないかどうか, つまりドイツ憲法が与えていないはずの権限を EZB が行使していないかどうかを判断することになるだろう。
- 5) マーストリヒト条約の違憲審査では合憲判断が出たものの, ユーロ圏でインフレが生じれば EU を離脱する権利があることが認められた。またリスボン条約の際も合憲判断は下されたが, 「これ以上の統合をドイツ基本法は認めていない」こと, すなわち統合深化のためには憲法改

正が必要であることが示唆された。

- 6) <http://www.tagesschau.de/inland/deutschlandtrend1564.pdf>
- 7) 以下は、特に断りのない限り d-radio でのインタビュー。本文には発言者と日付のみ記し、注にウェブサイトの URL を記す。
- 8) http://www.dradio.de/dlf/sendungen/interview_dlf/1902865/
- 9) Stern.de. 2012/03/10. <http://www.stern.de/politik/ausland>
- 10) http://www.dradio.de/dlf/sendungen/interview_dlf/1904054/
- 11) 同上
- 12) http://www.dradio.de/dlf/sendungen/interview_dlf/1669867/
- 13) <http://www.csu.de/aktuell/meldungen/august-2013/seehofer-direkt-in-rosenheim/> (2013 年 9 月 19 日参照)
- 14) 大和総研「経済の広場——入門欧州経済第 8 回欧州安定メカニズム」, p.4 の表を参照。(http://www.dir.co.jp/research/report/place/intro-europe/20130815_007557.pdf)
- 15) <http://www.bild.de/politik/inland/helmut-schmidt/deutschland-in-und-mit-europa-21372784.bild.html>
- 16) ポルトガル, イタリア, アイルランド, ギリシャ, スペインの五カ国で、一時はそれぞれの頭文字に軽侮の念を重ねあわせて PIIGS などと呼ばれた。
- 17) Das Institut für Makroökonomie und Konjunkturforschung (マクロ経済と景気研究のための研究所)。
- 18) http://www.dradio.de/dlf/sendungen/interview_dlf/1847927/
- 19) <http://blog.handelsblatt.com/handelsblog/author/ostorbeck/>
- 20) 同前。
- 21) 正式呼称は der Sachverständigenrat zur Begutachtung der gesamtwirtschaftlichen Entwicklung. (総合経済発展諮問専門家委員会)
- 22) Handelsblatt 06.07.2012. 以下のサイトを参照。 <http://www.handelsblatt.com/politik/international/gegenposition-im-wortlaut-keine-schreckgespenster/6846830.html>
- 23) http://www.macro-economics.tu-berlin.de/fileadmin/fg124/allgemein/Stellungnahme_zur_Europaeischen_Bankenunion.pdf
- 24) http://www.mof.go.jp/international_policy/convention/dialogue/1e062.htm
- 25) 安定成長協定 (Stability and Growth Pact) にはこのほか、財政赤字を GDP 比 3 % 以内に抑えることが規定されている。ただし、成長率が - 2 % 以下の不況時では不適用、成長率が - 0.75 % 以下の不況時には EU 財務相理事会の判断によるとされている。この基準を超えた場合、翌年までに是正されないと「過度の財政赤字」と認定される。こうした基準違反を未然に防ぐために、各国は中期財政目標を含む「安定プログラム」を欧州委員会に提出し、EU 財務相理事会がプログラムの適切性を検討、問題があれば多数決により当該国に勧告、警告を行うことになっている (多角的監視手続き)。そしてこれに違反した場合には、制裁措置として罰金を科すことができる (過剰赤字手続)。その場合、「過度の赤字」国は EU に GDP0.5 % 以内で無利子預金を積み、さらに 2 年以内に是正されない場合、預金は没収、EU 財政に繰り込まれる。
- 26) ハルツ法の正式名は「労働市場における現代的就業のための法」(Gesetz für moderne Dienstleistungen am Arbeitsmarkt)。フォルクスヴァーゲン社の当時の労務担当役員であった

ハルツ (Peter Hartz) を委員長とする諮問委員会の報告に基づいて作られたため、この名で呼ばれる。四法からなりハルツ I / II では、失業の届出義務の強化、紹介された職業に対する拒否条件の厳格化、失業者の自営業への転身促進、公的支援を得られるミニ・ジョブ制度の整備などが定められた。この二法に基づく総合的な政策パッケージ「アゲンダ 2010」(2003) では解雇制限法の緩和、失業給付期間の短縮、年金支給年齢の引き上げ、マイスター制度改革などが謳われ、その後のハルツ III / IV でその実現が図られた。従来は、国が担当する失業扶助 (Arbeitslosenhilfe) と地方自治体が担当する社会扶助 (Sozialhilfe) の関係が曖昧であったため、失業扶助と社会扶助の二重受給や失業扶助受給の長期化が問題になっていた。これを整理するために、従来の失業給付 (Arbeitslosengeld) は失業給付 I に、これまでの失業扶助と社会扶助は統合されて失業給付 II に移行した。また連邦雇用庁は、エージェンシーへと改組し、各地の雇用エージェンシーが職業紹介と失業給付を行うことになった。

- 27) これについては、岩佐卓也「ドイツにおける賃金抑制の論理」, 神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要第 4 巻第 1 号, 2010 を参照。特に他国との比較は 90 ページ図 1 を、過去との比較は 92 ページ表 1 を参照。表 1 によれば、2001-07 期のドイツの賃金上昇率 (1.1) は、生産性上昇率 (1.0) と物価上昇率 (1.6) を加えたもの (理想的には賃金上昇率に一致すべき数値) よりも 1.5 ポイント低い値になっている。このマイナス 1.5 という分配収支は戦後の最低値である。
- 28) 2005 年 6 月 11 日の以下の記事参照。“SPD für Kurswechsel in der Lohnpolitik “(<http://www.mopo.de/news/bundesregierung-spd-fuer-kurswechsel-in-der-lohnpolitik,5066732,5855948.html>)
- 29) 2005 年 6 月 13 日の Deutschlandfunk Interview 参照。http://www.dradio.de/dlf/sendungen/interview_dlf/385633/
- 30) Initiative Neue Soziale Marktwirtschaft の略。
- 31) Rudolf Speth, *Die politische Strategien der Initiative Neue Soziale Marktwirtschaft*, Arbeitspapier 96, Hans Böckler Stiftung, 2004.
- 32) Institut der deutschen Wirtschaft は、1951 年に創設されたドイツ産業研究所を起源とする企業系経済研究所。運営母体はドイツ経営者団体連合会 (die Bundesvereinigung der Deutschen Arbeitgeberverbände) とドイツ産業連合会 (der Bundesverband der Deutschen Industrie)。
- 33) Das Institut für Demoskopie Allensbach - Gesellschaft zum Studium der öffentlichen Meinung は、ボーデン湖畔のアレンスバッハに拠点を置くドイツ最古の世論調査研究所。
- 34) ハンデルスプラット・グループが発行する 1926 年創刊の経済週刊誌。
- 35) 1980 年創刊の企業家向け月刊雑誌。
- 36) FAZ の日曜版だが、独立性が高く、2001 年から全国紙として発売。高級新聞の売上が頭打ちになっている中で近年発行部数を伸ばし、今や FAZ の平均部数を超えている。
- 37) Sachverständigenrat zur Begutachtung der gesamtwirtschaftlichen Entwicklung: *Nach dem EU-Gipfel: Zeit für langfristige Lösungen nutzen*. 5. Juli 2012. (Peter Bofinger, Claudia M. Buch, Lars P. Feld, Wolfgang Franz, Christoph M. Schmidt)
- 38) Peter Bofinger: *Zurück zur D-Mark? Deutschland braucht den Euro*. München (Droemer Verlag), 2012.
- 39) 「この年次レポートこそは経済専門委員会議とドイツ経済学の画期的成果 Sternstunde だと思

う。これは私がこれまでユーロ危機について見てきた最高の文書の一つであり、ユーロ危機に取り組む人のための必読文献となるだろう。ちなみにツァイト紙の同僚マーク・シアリッツもまた私と同意見だ」(Olaf Storbeck, Handelsblog, 2012/07/08, Die Highlights des SVR-Sondergutachtens. <http://blog.handelsblatt.com/handelsblog/2012/07/08/die-highlights-des-svr-sondergutachtens-teil-1-von-2/>)

- 40) 「ユーロヘッジの二〇一一年一月のデータでは、ヘッジファンドの運用総額は一兆七七〇〇億ドルである」(志賀櫻『タックス・ヘイヴン』岩波新書, 2013, 150 ページ)。これは日本の年間国家予算をはるかに超える額である。ポンド危機の際には、ジョージ・ソロスのクォンタム・ファンドだけで 100 億ドルのポンドを空売りし、マーケットは雪崩を打って、これに追随したという(同, 151 ページ)。
- 41) 先に引用したヘルムート・シュミットの SPD 党大会での演説(2011.12.04)にも以下のような一説がある。「その間に、ユーロは世界経済第二の主要通貨となった。このヨーロッパの通貨は、対内的に見ても、対外的に見ても、これまでのところ米ドルよりも、そしてドイツ・マルクの最後の 10 年よりも安定している。いわゆる「ユーロ危機」なるものについての駄弁、駄文は、すべてメディア、ジャーナリズム、政治家たちの浅はかな戯言にすぎない。」(ebd.)
- 42) http://www.dradio.de/dlf/sendungen/interview_dlf/1669867/
- 43) <http://www.seiten.faz-archiv.de/faz/20120821/fd3201208213601433.html>
- 44) 先にあげた SGP (成長安定協定) の罰則規定については、02-05 年にかけてドイツ、フランス、イタリアの三大国で財政赤字が 3% を超えたが、その際には存在している罰金制度を発動せず、解釈変更で乗り切った。それに対してスペインは 07 年まで SGP を遵守した(但し 08 年は 4.1%, 09 年は 11.2%)。
- 45) これについては、以下を参照。志賀櫻『タックス・ヘイヴン——逃げていく税金』岩波新書, 2013。
- 46) これについてはフラスベックをはじめとするケインズ派の反論もある。岩佐, 上掲論文, 94 ページ参照。2006 年以後のドイツの 3% 台の成長率や、2010 年以降の回復力に関しては、単に賃金抑制のみならず、ユーロ圏の為替の安定や、ドイツの輸出競争力に比したユーロの安値感、南欧や米国における住宅バブル、東欧諸国への輸出販路の拡大など、他の諸要因をともに考えあわせる必要があるだろう。
- 47) これについては以下を参照した。Sayuri Shirai, IMF Financing Systems-Based on the Cases of Iceland, Ukraine, Latvia, and Hungary, 2009. p.23ff. in: MPRA Paper No. 14723, posted 28. April 2009 13:32 UTC. <http://mpira.ub.uni-muenchen.de/14723/>
- 48) Thomas Straubhaar, "Zurück zur D-Mark?" in: www.cicero.de/kapital/zurueck-zur-d-mark/42487
- 49) このテーマについては以下の論文も参照のこと。Jürgen Habermas, Demokratie oder Kapitalismus? In: Blätter für deutsche und internationale Politik, 58.Jhg, Heft5/2013, p.59.